

出資等法人一覧表（令和7年4月1日現在）

大阪市情報公開条例第34条第1項該当：27法人

大阪市情報公開条例第34条第2項該当：13法人

出資等法人名	大阪市情報公開条例 第34条第2項該当 ※1	情報の公開に関する 措置（要綱等）の有無 ※2	所管局・室
公益財団法人大阪国際交流センター	○	○	経済戦略局
株式会社大阪市開発公社		○	経済戦略局
株式会社大阪城ホール	○	○	経済戦略局
アジア太平洋トレードセンター株式会社		○	経済戦略局
大阪市商業振興企画株式会社			経済戦略局
株式会社大阪鶴見フラワーセンター		○	経済戦略局
公益財団法人関西・大阪二十一世紀協会		○	経済戦略局
株式会社湊町開発センター	○	○	計画調整局
大阪外環状鉄道株式会社		○	計画調整局
中之島高速鉄道株式会社			計画調整局
西大阪高速鉄道株式会社			計画調整局
社会福祉法人大阪社会医療センター	○	○	福祉局
公益財団法人大阪市救急医療事業団	○	○	健康局
公益財団法人地球環境センター		○	環境局
クリスタ長堀株式会社	○	○	建設局
クリアウォーターOSAKA株式会社	○	○	建設局
大阪港埠頭ターミナル株式会社	○	○	大阪港湾局
大阪港埠頭株式会社	○	○	大阪港湾局
株式会社大阪港トランスポートシステム	○	○	大阪港湾局
阪神国際港湾株式会社		○	大阪港湾局
一般財団法人アジア・太平洋人権情報センター		○	市民局
公益財団法人大阪府暴力追放推進センター		○	市民局
大阪市街地開発株式会社			都市整備局
株式会社大阪水道総合サービス	○	○	水道局
公益財団法人大阪国際平和センター	○	○	教育委員会事務局
大阪シティバス株式会社		○	都市交通局
大阪市高速電気軌道株式会社	○	○	都市交通局

※1 該当する出資等法人は、保有する情報を公開するための必要な措置を講ずるよう努めなければなりません。
また、該当しない出資等法人においても、上記の措置を講じている場合があります。

※2 該当する出資等法人は、当該法人に対する公開の申出が可能です。